改正後	改正前
第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる値を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額（第四号において「基準インバランス料金」という。）に第四号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。 一～三　［略］ 四　スポット市場における一般送配電事業者の供給区域ごとの売買取引における価格と基準インバランス料金の差の動向その他の事情を勘案して経済産業大臣が一般送配電事業者ごとに定める額 2　前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再エネ特措法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第四項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。	**第二十七条**　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる値を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。 一～三　［略］ ［新設］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を次のように改める。

改正後	改正前
第一条　［略］ 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］ 三　「インバランス料金算定係数」とは、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第一項第二号に掲げる値をいう。 四～十三　［略］	**第一条**　［略］ 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］ 三　「インバランス料金算定係数」とは、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第二号に掲げる値をいう。 四～十三　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省令第三十一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第六項第二号、第二十八条第二項及び第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（監事の調査の対象となる書類） **第一条の二の二**　研究所に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号。以下「研究所法」という。）の規定に基づき経済産業大臣に提出する書類とする。	［新設］